

22. 昭和26年度文部省予算のうち科学研究費の配当ならび
に配分の方針について

〔諮問〕

科第538号

昭和25年10月4日

日本学術会議会長 亀山直人 殿
内閣総理大臣 吉田 茂

昭和26年度文部省予算のうち科学研究費の配当ならびに
配分の方針の諮問について

昭和26年度文部省予算のうち科学研究費の配当ならびにその配
分の方針について貴会議の意見を承りたい。

右第20回科学技術行政協議会の議を経て貴会議に諮問する。

[答申]

総発第461号

昭和25年10月23日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山 直人

昭和26年度文部省予算のうち科学研究費の配当ならびに配分の方針の諮問について、答申。

(昭和25年10月4日付科第538号による諮問に対する答申)

標記のことについて、本会議においては、左記のとおり答申いたします。

なお、このことについては、本会議研究費配分委員会で審議し、その成案を10月6日、本会議第7回総会に諮って、可決したものでありますから申し添えます。

記

答 申

一、科学研究費の各目に対する配当

1. 科学研究費交付金	311,000,000円
2. 科学試験研究費補助金	110,000,000円
3. 科学研究助成補助金	9,000,000円
4. 研究成果刊行費補助金	30,000,000円
5. 民間研究機関事業補助金	40,000,000円
総 計	500,000,000円

二、科学研究費交付金の配分の基本方針

1. 総合研究を重んずること。
2. 研究費の有効な使用を図るため、研究課題の重要性と研究者の適格性とを考慮し、重点配分を励行すること。
3. 1件当りの配分最低額を5万円とすること。但し、少額の研究費をもって事足りる研究については、十分な理由を附して、特に例外を設けることを認める。